



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の休止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 肉用子牛生産者補給金の交付の業務を行う協会の指定の解除（畜産課）…………… 2
- 肉用子牛生産者補給金の交付の業務を行う協会の指定（畜産課）…………… 3
- 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）…………… 3
- 市営土地改良事業に係る換地処分届出（村づくり計画課）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・3件（中部土木事務所）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）………… 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 9

正 誤

- 平成25年3月31日付け公報号外第17号中訂正・3件…………… 10

告 示

沖縄県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
嘉手納歯科医院	那覇市久米1丁目24番13号2階	平成25年2月1日
形成外科KC	那覇市久茂地2丁目2番2号タイムスビル6階	平成25年2月1日
ひがわ薬局	那覇市樋川2丁目1番2号1-B	平成25年2月1日
登川クリニック	沖縄市登川二丁目24番2号	平成25年3月1日
あかみち薬局登川店	沖縄市登川二丁目27番1号	平成25年3月1日

ハッピーデンタルクリニック	那覇市古島1丁目9番14号	平成25年3月7日
那覇みなみ歯科クリニック	那覇市字仲井真373番地	平成25年3月8日

沖縄県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション ぎのわん	宜野湾市宜野湾三丁目 4番3号	宜野湾市宜野湾 三丁目3番8号	宜野湾市宜野湾 三丁目4番3号	平成25年2月26日

沖縄県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定定医療機関の所在地	休止年月日
古謝耳鼻咽喉科医院	那覇市久米2丁目33番16号	平成25年3月1日

沖縄県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
ネオ・デンタルクリニック	那覇市松川2丁目5番9号	平成24年9月30日
真境名医院	那覇市繁多川1丁目15番1号	平成24年10月31日
とよみ歯科クリニック	豊見城市字名嘉地169番地1 1階	平成24年11月29日
ひがわ薬局	那覇市松尾2丁目22番28号	平成25年1月31日
形成外科KC	那覇市久茂地2丁目7番11号恵風会メ ディカルビル2階	平成25年2月1日
博愛クリニック	宜野湾市字宇地泊546番地	平成25年2月28日

沖縄県告示第261号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項第5号の規定により、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務を行う協会の指定を次のとおり解除した。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定を解除した協会の名称	所在地	指定解除年月日
財団法人沖縄県畜産振興公社	那覇市字古波蔵112番地	平成25年 3月31日

沖縄県告示第262号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第7条第1項の規定により、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務を行う協会を次のとおり指定した。

平成25年 4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定協会の名称	所在地	指定年月日
公益財団法人沖縄県畜産振興公社	那覇市字古波蔵112番地	平成25年 4月 1日

沖縄県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、久志真土地改良区から申請のあった久志地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成25年4月9日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年4月22日から同年5月22日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市大代原地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成25年 4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年6月7日まで縦覧に供する。

平成25年 4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 4月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヴィクサーレ沖縄
- 3 代表者の氏名 加藤久
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市古波蔵3丁目7番25号邁進ビル2階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県に在住する青少年とその指導的立場にある成人、及びその者たちが居住する地域社会に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動やボランティア活動によって、スポーツ振興と子どもの健全育成、まちづくりや環境保全を図りながら、沖縄県のスポーツ文化の振興及

び子どもから大人までの健康や生きがいがいづくりに寄与するとともに、沖縄県とその地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月28日 沖縄県指令土第250号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋135番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小那覇635番地7 ぐすくま商事第3小那覇マンション201号 渡邊真由美
- 5 検査済証番号 平成25年4月5日 第3084号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年1月16日 沖縄県指令土第45号、平成24年5月10日 沖縄県指令土第663号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良69番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字金良22番地 赤嶺恒喜
- 5 検査済証番号 平成25年4月5日 第3085号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月14日 沖縄県指令土第674号、平成25年2月8日 沖縄県指令土第83号（変更）、平成25年3月29日 沖縄県指令土第490号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字久志東原251番ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成25年4月5日 第3086号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成元年4月3日 沖縄県指令土第662号、平成6年7月20日 沖縄県指令土第519号（変更）、平成20年11月26日 沖縄県指令土第965号（変更）、平成21年10月23日 沖縄県指令土第894号（変更）、平成22年6月28日 沖縄県指令土第629号（変更）、平成25年3月8日 沖縄県指令土第266号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字座喜味横田屋原2753番1ほか77筆

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 歩道及び植栽帯

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泊1丁目34番地2(4階) 株式会社日建ハウジング
代表取締役 識名安信

5 検査済証番号 平成25年4月9日 第3087号

6 工事完了年月日 平成25年3月13日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年1月27日 沖縄県指令中土第205号

2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地62番1

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里末吉町4丁目1番地6吉浜アパート101 金城勝文

5 検査済証番号 平成25年2月1日 C第122号

6 工事完了年月日 平成25年1月18日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年9月14日 沖縄県指令中土第1746号

2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市我如古二丁目979番1ほか2筆

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古二丁目19番6号 屋嘉比盛令

5 検査済証番号 平成25年2月4日 C第123号

6 工事完了年月日 平成25年1月21日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年6月28日 沖縄県指令中土第1110号

2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字新垣281番1及び282番

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原760番地HQDM Happy Prime501 照喜名伸治

5 検査済証番号 平成25年2月8日 C第124号

6 工事完了年月日 平成25年1月23日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年12月3日 沖縄県指令南土第1551号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長864番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市港町3丁目4番18号 株式会社沖縄ファミリーマート
代表取締役 糸数剛一
- 5 検査済証番号 平成25年2月20日 N第375号
- 6 工事完了年月日 平成25年2月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月10日 沖縄県指令南土第143号、平成25年1月23日 沖縄県指令南土第61号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根1559番1及び1559番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1559番地 大城綾哉
- 5 検査済証番号 平成25年2月21日 N第376号
- 6 工事完了年月日 平成24年12月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月3日 沖縄県指令南土第934号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長843番64及び843番65
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田103番地1 上田住宅2-307号 幸地優、豊見城市字上田103番地1 上田住宅2-307号 幸地直美
- 5 検査済証番号 平成25年2月28日 N第377号
- 6 工事完了年月日 平成25年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月1日 沖縄県指令南土第223号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字本部434番44ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字本部434番地44 社会福祉法人さんご福祉会 理事長 金城美江子
- 5 検査済証番号 平成25年3月4日 N第378号
- 6 工事完了年月日 平成25年2月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年9月4日 沖縄県指令南土第1145号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波745番3及び747番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字与儀228番地10 嘉手苺由奈
- 5 検査済証番号 平成25年3月7日 N第379号
- 6 工事完了年月日 平成25年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月7日 沖縄県指令南土第1171号、平成24年12月26日 沖縄県指令南土第1632号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡嘉敷255番3ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保139番地1 モリビル3-E 金城昌樹
- 5 検査済証番号 平成25年3月7日 N第380号
- 6 工事完了年月日 平成25年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月16日 沖縄県指令南土第1087号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根西原140番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満997番地1 大城重一
- 5 検査済証番号 平成25年3月13日 N第381号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月5日 沖縄県指令南土第229号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波683番5及び684番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字伊良波684番地 大城光徳、伊江村字川平418番地の1 西小学校第2教員宿舎201 大城伸
- 5 検査済証番号 平成25年3月14日 N第382号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年4月19日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年11月10日 沖縄県指令南土第1295号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良金良原60番3及び60番4

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄1丁目19番20号 高良秀明
- 5 検査済証番号 平成25年3月14日 N第383号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月4日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成25年3月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (3) 申請書等の受付期間 平成25年4月19日から同年5月2日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成28年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年 4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年 8月30日（金曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成25年 4月19日付け沖縄県公報定期第4143号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成25年 5月16日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、本島内にあつては1日以内に、本島外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
- (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成25年 5月16日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 5月 2日から同月15日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年 5月31日（金曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第3会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年5月1日から同月15日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県教育庁教育支援課
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成25年5月30日（木曜日）午後5時（同期限までに必着のこと。）
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成25年5月1日（水曜日）午前11時
イ 場所 沖縄県庁13階第3会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 SUMMARY
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITIES
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet
 - (3) DATE FOR BIDS
11:00 a.m. May 31, 2013
 - (4) POINT OF CONTACT
General Affairs Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

正

誤

平成25年 3月17日付け公報号外第17号登載の「沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（沖縄県規則第49号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
37	下から 9	基準等(基準等 (
37	下から 8)により)により
40	下から 18	条例36条第 2 項	条例第36条第 2 項
40	下から 10	同条 6 号	同条第 6 号

平成25年 3月17日付け公報号外第17号登載の「沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（沖縄県規則第50号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
61	上から 10	建築基準法	建築基準法（昭和25年法律第201号）

平成25年 3月17日付け公報号外第17号登載の「沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（沖縄県規則第51号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
76	上から 12	場合において	廊下の幅について
76	上から 13	設備を有する	基準を満たす

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---